

密約

外務省機密漏洩事件

澤地久枝

中央公論社

密約 外務省機密漏洩事件

定価八五〇円

昭和四十九年七月一日印刷
昭和四十九年七月十日発行

著者 澤地久枝

発行者 高梨 茂

印刷所 三晃印刷

発行所 中央公論社

東京都中央区京橋二ノ一
電話(五六二)五九二一

振替東京三四

©一九七四 検印廃止

目 次

第一章	発端
第二章	封印された会話
第三章	不発弾
第四章	自白↓起訴
第五章	出廷
第六章	雷雨の法廷
第七章	相被告人

123	104	83	61	46	24	7
-----	-----	----	----	----	----	---

第八章 検察の論理

149

第九章 最終弁論

163

第十章 ひとつの幕切れ

179

第十一章 告白 1

194

第十二章 告白 2

209

装帧 小池玲子

密約

——外務省機密漏洩事件——

第一章 発端

昭和四十九年一月三十一日——。いつもと同じ、東京地裁第七〇一号法廷。いつもと違うのは、記者席も傍聴席もギッチリ満員で、うしろの方に立っている人さえあることぐらいだろうか。

裁判所の連絡用ドアから、坂田弁護士の手にささえられながら、蓮見喜久さんが入廷する。ヘア・スタイルがかわったので、ちょっと見ると若々しいが、泣いたあのようなにはれぼったい、冴えない顔色だ。

傍聴席のすぐ前、横一列にふたつベンチのならんだ被告席の真ん中に坐る。黒いコートをぬいだ下は、やはり黒のワンピース。黒い靴に黒いバッグ。黒づくめでまるで喪に服す人のようだ。

いつもは早々と入廷する西山太吉記者が、オーバーをぬぎながらあわただしい足どりで入ってきて、被告席の左はじに坐った。すぐに開廷。

——被告人は前へ。

山本卓裁判長の声で、二人は法廷中央へ歩いてゆき、距離は保ちながら並んで立った。チャール・グレイの背広に、ガッシリと肉厚な軀を包み、首が背広の衿にうずまりそうに上半身力

の入った西山記者と、断髪の髪がすっかり前に落ちかかるほどうなだれた蓮見元外務事務官。まず、判決の主文がいわたされる。

——被告人、蓮見喜久子。懲役六ヵ月。

ここで声がとぎれて、一瞬の沈黙があった。裁判長はほんの一息いれただけなのだが、《懲役六ヵ月》という声が、グッーンと頭にひびいて、時間が停止したみたいだ。

——判決確定の日から一年間、刑の執行を猶予する。

蓮見さんの黒い洋服の肩がゆれ、左の肘がケイレンをおこしそうに曲って浮きあがった。四十八年十月の最終弁論の日から三ヵ月、ちょうどひとまわり小さくなった感じである。

——被告人、西山太吉。無罪。

法廷には、「ウーン」というような声のない熱いどよめきがちまちひろがった。最前列にならないで傍聴していた若い男たちは、顔を見合わせてうなずきあうと、ちょっとためらうようなぎこちない身動きをしてから、握手をしている。記者席からは何人かが空気をざわざわせながら外へ出ていった。

判決文の言いわたしは長くなるから、着席して聞くようにと言われて、二人は席にもどる。黒い髪で半分かくれている蓮見さんの顔はクチャクチャに歪んでいた。

判決文はなるほど長文で、かなり早口で読みあげられたが、二時間近くかかった。

閉廷に先立ち裁判長は蓮見さんに向ってねんごろな口調で、異議があれば二週間以内に上告することができると告げたが、蓮見さんが早くから上告の権利を放棄していることは、裁判を傍聴

してきた者はよく知っている。

閉廷となって、傍聴人たちは肩と肩をぶつけるようにして法廷を出てゆきはじめたが、なんとなく重苦しい沈黙があった。

外へ出たのは正午すぎ。今朝傍聴券を手に入れるために並んでいた頃には粉雪が舞っていた東京地裁前の歩道は、すっかり乾いて名残りもない。重い、沈んでゆくような気持がどこから来ているのか、自分でもまだはつきりとはわからぬまま、冷え冷えした外気の中を歩きはじめる。彼らの上にながれ起り、そしてこの法廷でなにが裁かれたのか。西山無罪の判決には安堵しながら、このやりきれない思いはどこから来ているのだろうか。

この事件の序章は、沖繩——第二次世界大戦の結果、米軍の施政権下にとりのこされた島々と百万の人々、その本土復帰の問題からはじまる。しかし、事柄が事件としての性格を帯びはじめるのは、昭和四十六年十二月、衆議院が舞台である。

この年六月十七日に、沖繩返還協定調印。協定は十一月十七日、衆議院の沖繩返還協定特別委員会の七日目、社会党委員の質問途中で自民党政府によって強行採決された。審議された時間は、政府側の提案説明もふくめて二十三時間四十四分である。

十二月七日、衆議院連合審査委員会の席上、社会党の横路孝弘委員がはじめて『肩代り密約』の問題をもちだしたとき、返還協定はすでに衆議院を通過し、参議院へ送られていた。

床次委員長 次に、横路孝弘君。

横路委員 初めに総理にお伺いをしたいと思います。

今度の沖繩のこの返還交渉というのは、非常に時間もかかりましたし、相手のあることですから、たいへん苦勞されたと思うわけであります。ただ、外交というのは、やはりいしくも重要な点で秘密の協定とか取りきめというものがあつてはならない。とりわけ国民の權利義務に関することとか、国民の税金に関するような問題については、やはりできるだけ国会の中で明らかにするというところでなければならぬと思いますが、今度の対米交渉の中で、政府としてはそういう基本的な点についてどのようにお考えになつて交渉を進められてきたのか、まずその点について総理大臣明らかにしていただきたい。

昭和四十年夏はじめて沖繩を訪問し、「沖繩が復歸するまでは戦後は終らない」と語つた佐藤首相は、息子のように若い反対党の委員の質問に答えるべく、席を立ててきた。

佐藤内閣総理大臣 原則としては、ただいまお話しになるようなことを政府も考えております。同感でございます。ただ、相手のあることでございますから、なかなかその原則を貫くということはたいへんむずかしいことである、そこらに相互の歩み寄り等も考えられる、こういうことが實際の問題であります。

どう問題が展開しても、この答弁ならいかようにも逃げ道がありそうな手馴れた答弁である。

横路委員 今度の沖繩返還の対米交渉の中で、アメリカ側の態度というものは、基本的に言うと、二つの基本的な態度というものが向こう側にあつたと思うのですね。一つは何かと言いますと、沖繩を日本に返してやる、しかし、金についてはアメリカ側は一銭も払わない、

これがまず一つのアメリカ側の基本的な姿勢である。もう一つは、いわゆる在沖繩米軍の基地の機能というものが変化をしない、基地機能の維持という、この二つの点がアメリカ側の態度として明確になっていただろうと思う。その辺が皆さん方が苦勞された最大の焦点じゃないかと思うのですが、この在沖繩米軍の基地機能については非常に大きな問題があります、皆さん方は一応これは日米安保条約の適用によって縛られるという答弁を繰り返されてきた。

そこで、私が一つ大きく疑問としているのは、従来、アメリカ政府は議会に対して、沖繩返還にあたって金銭の支払いは一切しない、こういう姿勢であつたわけですが、この協定（沖繩返還協定）の四条の3項（注・復元補償の項）によりますと、「土地の原状回復のための自発的支払い」という一項目があるわけであります。そこでお尋ねしたのでありますけれども、アメリカ側が交渉の最終段階でこれを認めたいきさつというのは、どういうことになっていきますか。これは外務大臣、当時の大蔵大臣でいろいろその間の経過も十分ご承知だろうと思いますので、ひとつ外務大臣からお答えをいただきたい。

返還交渉当時大蔵大臣であつた福田外務大臣が答弁に立つた。

福田外務大臣 アメリカ側は、いわゆる請求権問題、これに対してはきわめて消極的な態度をとつておつたわけであります。しかし、請求権問題は、米政府の手によって解決してもらいたい、こういう要請をいたしまして、まずアメリカの法令、現地の法令に基づくものはこれは支払いますということになったんですが、あと復元補償、海没地の補償、これにつきまし

ては、当時状況がはっきりいたしておりましたので、アメリカ側が支払いの任に当たる、こういうふうになつた次第でございます。

横路委員がこの日、のちに問題となる《肩代り密約》電信文の内容をほぼ正確に知っていたことは、このあとにつづく質問の中にはっきり残っている。

横路委員 条約局長、(アメリカには)十九世紀末の法律があるでしょう。

井川政府委員 私は存じません。

横路委員 海外からお金を引き出して、それを基金として國務長官の権限で支出をするという、國務長官の権限に関する法律というのがあるでしょう、交渉の中で問題になつたでしょう、あなた。知っていることをそうやってとぼけてはだめですよ。

井川政府委員 私たちといたしましては、条約の規定によりましてこの穴をアメリカ側に埋めさせるということが責任でございまして、これだけはまあ目的を達したと思います。それが、向うがいかなる支払いをいたしますか、いかなる方法によつて支払いをいたしますかは、私は存じません。

この政府側委員は、横路委員の質問の焦点をおそらく誰よりもよく知っている。佐藤内閣が返還協定の大枠をきめたとすれば、その具体的項目のつめをおこなつた当事者、外務省の条約局長なのであるから。

横路委員がもちだした十九世紀末の法律とは、ひどく古色蒼然とした感じだが、これは米国で一八九六年二月に制定された「トラスト・ファンド」(合衆国市民のために外国政府から受け取

る信託基金法)のことである。

アメリカ側は、沖縄返還について一銭の支出もしないと議会で約束していた。しかし、日本側提案による協定文四条3項には、復元補償費について、アメリカが自発的に支払うとある。この矛盾点が返還交渉の最後まで懸案として残り、実質的には日本政府が四百万ドルの財源を提供し、協定上は米国が支払うようにみせかけることで最終的な合意がなりたつたものと思われる。

しかし、アメリカ政府としては、日本側が財源を提供する裏約束をしても、協定文にアメリカの自発的支払いの表現がある以上、議会の追及はまぬがれない。そこで、交渉の大詰めになってから、この十九世紀末の法律をひっぱり出して、日本政府の肩代り支出を受けとる道を考え出したのである。この経過は、一連の《秘密電信文》にあきらかに書かれていた。

つぎの横路発言も、《電信文》のなかの表現をそのまま使っている。

横路委員 それではお伺いしますけれども、この五月の段階の愛知・マイヤー会談の中身と
 いうのを調べてみますと、最初にアメリカ側から、四百万ドルを上回らないということを協
 定上明確にしてほしいという要求があった。それはこの中身からいっておかしいじゃないか
 ということになって、一応、しかし、財源は日本側が払う。アメリカ側は財源のめんどろを
 見てもらったことについては多とするけれども、アメリカの議会対策上、日本側から財源が
 出たということが明確にならない限り議会説得は困難だというやりとりが、皆さん方とア
 メリカとの間にあったはずであります。

十九世紀末の法律、つまり信託基金法のこと、のちに問題となる《極秘大至急電信文》のな

かに登場するし、また、この《電信文》には「かつ財源の心配までしてもらったことは多としているが」という表現もある。

この日、衆議院にはじめて登場した返還協定中の密約、とりわけ復元補償の請求権問題は、この《電信文》をふまえて、やっと陽の目をみようとしていたといえよう。

横路委員 ……最後は、四百万ドルを財源として支出をするということについては日本側は了解したけれども、それを文書化するかどうかということが、パリ会議に持ち込まれた一番の焦点になっていたはずであります。どうですか。これは別に役人の方だけじゃなくて、当時の大蔵大臣であった福田外務大臣だってそのいきさつはご承知のはずだし、総理大臣だってご承知のほずのことです。どうですか、総理大臣。何も役人だけがやってきたことじゃない。

佐藤総理大臣は答えず、福田外務大臣がつぎの表現でこれを否定した。

福田外務大臣 いま三億一千六百万ドルという数字が交渉の過程であったという話であります。それは大蔵大臣としての私は承知しております。まして、総理大臣がそういう数字をご存じであるはずがあらうとは思いませんでございます。

横路委員 この四百万ドル——いまのようないきさつの中で、ともかくアメリカ側は、議会対策上、お金を出したということになると議会が認めない、どうするか苦労された。国内法の根拠もないということになった。そこで、その十九世紀末の法律を持ってきて、海外から金を引き出してそれを基金にして支払う、これを根拠にしようじゃないかということになっ